

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第7 報告第1号 損害賠償額(遅延利息)の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

報告第1号損害賠償額(遅延利息)の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、平成26年12月8日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願ひ申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは説明申し上げます。追加議案その2の部分でございます。追加議案の2頁をお開きください。本件でございます。事案の概要でございます、ひのき荘での支払い遅延によりまして、法律に基づきまして利息を支払うものでございます。一般的には請求書の受領から15日経過後、これは年2.9パーセントの利率で計算します。100円以上について遅延利息を支払うものです。法律につきましては、処分書の事業の概要のところに記載しております。今回の専決処分についての意味でございますけども、議会の議決事項のうち、損害賠償、100万円以下の額を定める場合は町長に専決委任事項として委任されているものでございます。従って専決処分としたところでございます。以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

本案については、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告第1号については、終結致します。

(議長)

日程第8 承認第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

承認第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。12月2日の暴風被害による江差町文化会館塔屋外壁補修に係る経費について、12月5日付けをもって専決処分をしたものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは、これは議案の一番最初に配布しました議案の3頁でございます。予算構成表で説明致します。文化会館塔屋外壁補修でございます。資料の18、配布してございますので、35頁、写真付きで掲載してございます。内容です。12月2日の暴風による文化会館の塔屋外壁の一部が剥離し、飛散防止のため緊急に補修を施す必要があったものでございます。資料の写真のとおりでございますけども、先の臨時議会、11月28日でしたけども、専決補正をお願いした箇所が左でございます。資料の左でございます。今回は右側でございます。補正額は50万円でございます。財源内訳は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

専決処分ということなんですが、こういった今、暴風雨に関して直すと思ってたところでない次のところもまたいかれましたよっていうのが、ここずっとこういう建物が出てきているんすよね。前から結局、長期寿命、寿命化、建物、町の財産管理をきちっと皆古くなってきていると。これ起きるべくして起きている。どちらかという。突風だったから起きたのではなくて、起きるべくして起きていることが、常々この建物関係で、専決処分をされてきている。これはまあ故障したんですから、もちろん早急に直さなきゃならない。ですが、根本的なところにやっぱり問題があるのではないかと思うんですよ。なかなか手が付けられてるようで付けられない。ここ住宅ですか、住宅の古いところも壁補修しました、何しましたってことはやってきていますけども、町の持っている財産、固定資産、そのもの全てに関して老朽化されてます。これはまあ、皆さん認識されてる、思います。されてると思いますが、このことを、で、各、今何ていうんですかね、これあの、ここまあ文化会館だから教育委員会、なりますね、ものが。ですけど、建物はまあいろいろ分かれてますよね、そのものによって。で、例えば教育委員会でこれ壊れそうだったよとか、いかれそうだったよとか、そういうの正直言ってみれますかって私は思うんですよ。専門家でなければ。これらは私、把握しきれないと思うんですよ。ですから、その今維持管理されている課に、私は正直難しいことだと思うんです。私これは根本的に町としてこれからどういう方向性をしていくべきなのかということは、担当課に任せることではなくて、総体的に私は考えていかなければならない問題だと思いますので、これ、この端的にこれだけのことでなくて、何回か今までこういうこと出てきてますけれども、私はまあこの時期、それとこれからこういう建物がどんどんどん傷んでいきます。で、今やらなかったら、新しいものは江差町でなかなかもう建てられませんよね。今あるものを寿命を延ばしていく使い方をしなければなりません。でこれが大事だと思うんです。そのために私は今、今ね、今このことをきちっと見据えた上で考えていかなければならないと思っているんですが、まあ皆さんめいめいにそれぞれ考え方あると思うんですがね、その辺のところをやっぱり一本化されていく、皆さんで意識統一きちっとしていく、そういう計画性を図っていくということが必要だと思うんですが、如何でしょうか。

(議長)

はい、「総務財政課長」

「総務財政課長」

はい。この施設の改修と言いますか、管理に関しては、何回か大門議員からもご質問ございました。あの、まあ例えばの例ですけども、民間の住宅であれば10年経つと、例えば屋根を葺き替えますよとか、外壁を20年経ったら外壁を張替えますよとかって、そういう、言ってみますと長寿命化を町の施設もということだと、いうふうに認識してございます。まああの、国の方ではですね、あのこういう今あの、計画を出してくださいよというのがあるんです。公共施設等総合管理計画の策定っていうのが実はあります。これあの、27年から3か年でですね、計画をしていたら、あの、計画を出します、出しなさいよということで、失礼しました、26年からでございます。26・27・28の3か年で出しました。まあ、江差町もですね、ちょっと内部の方で協議をしまして、これに向かってですね、要するに台帳整理をしましょうということでございます。これはあの、国からの補助金も、あの交付金、当然あのされる、これを作るとですね、されることになりますけども、これをですね、応用して、施設のですね、まあ修繕等の計画を立てたいなということのですね、協議を今関係課でしておりますんで、先にこういう庁舎内ですね、各課から持ってる施設を集約してそれで計画に乗せて実施したい、ということで、考えてございます。

(議長)

いいですか。

「大門議員」

あ、副町長

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

今の中で1つだけあの、確かそれあの、分かりました。で、私が今言いました一元管理化、ってことをちょっと質問しました。っていうのは、建物はその担当の中では分からない、総体的に見ていくためには一元管理化、管理していくっていうことの、やっぱりこれからは大きな課題であると思うんですが、その辺の考え方はないかどうかっていうことだけ。

(議長)

はい、総務、いや「副町長」

「副町長」

ええとあの、今総務財政課長言ったようにですね、26から28まで、もう26過ぎます。それで、これあの、全国各市町村が、具体的に言うともう既に道内的には1、2か所あのもう動き出してるそこあるんですけども、具体的には27、28、2年かけて総体的な公共施設、まああのハードだけでなくソフトも、道路も含めてなんですが、そういった総合管理計画を立てて、例えば一部補修を重ねていったら幾らかかるのか、あのもういない建物を統廃合含めてどうなのか、そういったコスト計算をしながら計画を立てなければ、いわばあの、交付金だとか補助金も国としては見れませんか。いわばこういうたがはめの制度設計になってきました。ですから、大門議員仰るとおり、それぞれの所管でやってる財産管理をですね、まあどういった形で、まずはそれぞれの所管で持っているそういう公共の、財産をきちっと、まあ拾い集める作業から始めなきゃいけない訳ですけども、トータルとして計画を立てなきゃならないものですから、どこかを一元化するか、そういったことも検討しなきゃならないと、このように思っています。はい。

(議長)

はい、いいですね。

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定しました。

**(議長)**

日程第9 議案第1号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第10 議案第2号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第3号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

関連がございますので、会議規則第37条の規定により、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

**「町長」(提案説明)**

ただいま一括上程となりました、議案第1号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、及び、議案第2号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、並びに、議案第3号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、でございます。

今回の条例制定につきましては、平成24年8月に子ども子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供など、地域における子ども子育て支援の充実を図るための基準を定める条例を制定するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第1号から議案第3号までご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

はい、「町民福祉課長」

**「町民福祉課長」(補足説明)**

それでは議案第1号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、及び、議案第2号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、並びに、議案第3号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明致します。

議案の第、13頁から37頁、資料の1頁から9頁が関係する分でございます。

国では、急激な少子化の進行に加え、深刻な待機児童問題を抱え、平成24年8月

に、子ども子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども子育て支援新制度がスタートします。子ども子育て支援新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大、確保、地域の子ども子育て支援の充実が柱になっており、今回議案第1号から第3号でそれらを実施するための設置運営基準を定めるものであります。

議案第1号では、認定こども園や幼稚園、保育所そして小規模な地域型保育事業を実施する上での運営基準、議案第2号では放課後児童育成事業、放課後児童クラブの設置及び運営基準、そして議案第3号では、家庭的保育事業の設備運営基準を定めるものであります。これらの基準には、国で示した従うべき基準と、参酌基準がありますが、今回、江差町で制定する基準は、地域事情や地域特性などを勘案した結果、国の基準を江差町の基準とするものであります。ご審議方よろしく申し上げます。

#### (議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

#### 「小野寺議員」

それで何点かお聞きします。まず今の説明では、何かよく分かったような分からないような、あの、要は今回大きく国の方、国では保育、まあ子育て支援、まあ学童も含めてですが、大きく制度は変わった、てなことは大体今の課長のあの説明で分かるんですが、問題はこれある意味では待機児童対策、都会で保育所に入りたくても入れない、学童に入りたくても入れない、学童の施設がない、そこを何とすかかっていうことで、しかし国はこういう江差町のように保育所は空いてます、学童空いてます、というところも一羽一絡げにとにかく、国の一定のマニュアルでですね、あれすれこれすれって来てるんですね。で、これは仕方がない。じゃそこは、今言っても仕方がないので、質問としてお聞きしたいんですが、じゃあ江差町で、まあ何だかんだと私言いましたけれども、でも、何かこの計画で江差町としてどうするのかっていうことが見えないんですよ。それでまずお聞きします。ええと資料でいただきました、国の方であの昨年度やってこれは町のあの予算にも計上されてやった、その報告書が今回出ています。で、いずれにしてもこの条例と合わせて条例の実際上の動きである計画をどうするんだ、江差町の状況はどうなんだっていうのは並行して今進められています。

まず質問の1点目。この報告書で江差町としてはじゃあ具体的に何が問題点として浮かび上がってきてるのか、事業計画、今、一生懸命やっているとと思うんですが、事業計画の中にどのようなものが、このアンケートから導き出して、どういうものが主に謳いこまれようとしているのか。それとも、いやいや、結果的には既存の部分で十分でしたと、

いうことなのか、少しそこら辺教えて欲しい。

そして3点目で、ええとなんでしたっけ、あのこれも国の方で言われている、そういうことをきちっと地域の方々と話し合いなさい、子ども子育て会議。で、そういう中で、十分に我が町の状況も含めて論議してその計画に謳いこみなさいということになってますが、じゃあ、そういう会議の中で町民の皆さんだとか、この子ども子育てに関して、何か江差町としてこういうことやって欲しいという部分でもあるのか、それとも国のまんまなのか、さっきの条例で言うと全く国のまんま。でも、それ以外で国と違うことがやろうとしてるのかどうか分かりませんが、以上、まずは3点お聞きしたいと思います。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

まず第1点目のご質問なんですけれども、小野寺議員が仰いますとおりですね、国の待機児童対策ということで、が大きな柱ということで、今回のあの制度改革になるかなと思います。で、あの江差町としてどうこの計画を、江差町の計画をどう立てていくのかというその問題につきましては、あのこの計画の前にですね、平成、今年度までなんですけれども、次世代育成支援推進、推進法というのがありまして、それに基づいて5か年の計画が平成26年度までの計画がございます。で、この法律がですね、今後10年間、延長されるということも決定されておりますので、あの、今回子ども子育て支援事業計画を立てるに当たってはですね、この次世代計画を継承してですね、それプラスアルファで今回の新しい法律に基づいたものを入れ込んでいこうというような形で考えてございます。

2年目、あ、2点目3点目の部分なんですけれども、あの、子ども子育て支援事業計画を立てるに当たってですね、今回あの、子ども子育て会議というものを設立をしております。ただ、あの今回初めて12月に開催したところでございまして、概要の説明とか、いろんな部分の形を説明しただけに留まっております。今後あの年明け含めてですね、年明け後にですね、あのこのアンケート調査等含めまして、皆さんからのご意見を受けながら、あの計画に反映させていきたいと考えてございますので、2点目、3点目のご質問に対しては、あの、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

あの、まあやむを得ないっていうか、国は実はまだ細かい点、スケジュール的に非

常に遅れてる部分もあって、あの、細かい点、北海道もそうですが、まだあの詳細固ま  
っていない部分があったりとかですね、ですからやむを得ないのは分かります。分  
かりますが、ただ、来年の4月から走る部分で、まああまり新しいのがないとすると、結果的  
には、まあ今のような感じでいいのかもしれませんが少しでも、少しでも、いや江差町  
でこういうことをということ、例えば子ども子育て会議などで出たときに、じゃあそれを  
やりましようと思ったら非常に時間がないですね。で、頑張ってる町村はもう既に原案  
を作って、パブコメ(パブリックコメント)にもかけて、でその中で1つでも2つでも、あの、  
国の言っていることの最大限生かした、自分の町にあったものを取りこむという努力を、  
町民の皆さんにも1回開示して、パブ、かむ、パブコメで意見を取ってと、いうことやっ  
てます。残念ながらちょっと間に合わないのかなと思うんですが、1に、じゃ聞きます。

あの、このアンケートの調査報告書で私さっきどういものをここから吸い、取り上げ  
られるかなって、これからということなんでしようけども、この数字だけではなかなか分  
からないかもしれません。分からないかもしれませんが、例えばです。地域こそ、子育て  
拠点事業、なんか私よく、よく分かりませんが、このニーズで言うと結構数字あ、上がっ  
てますね。1つの例ですよ。1つの例として、例えばこれは、今のところどう考えている  
のか。

それから、いろいろ挙げたらきりがないのでもう1つだけにします。病児・病後児、つ  
まり子どもさんの病気持ってる場合のですね、そういう対応。ファミリーサポートとか、こ  
れもニーズとしてはかなり上がっています。先程次世代、という部分ありましたが、ここら  
辺は明確になっていないんですよ。ある意味でこれは新しいところです。じゃあ新しい  
ところで、これだけニーズがある、ただ、この調査の事態で本当にこの事業についてど  
の程度までくみ取れるかっていうの私も分かりません。少なくとも数字だけでは結構出  
てるんですが、こういう部分については、何か今の計画の中に取りこみを検討している  
のかどうか、例えばの例でちょっとお聞きします。

#### (議長)

「町民福祉課長」

#### 「町民福祉課長」

まずあの、今回の計画がですね、あの平成27年度から5か年計画になってござい  
ます。ですから、あの議員仰るようにですね、まあ予算的なことを考えますと年度当初  
から27年度の初年度からですね、きちんと実施するという事は、少し難しいのかなっ  
ていうふうには考えてございますが、この5か年の中でですね、まあ何ができるのが、  
何が必要なのかをですね、考えていながら、考えていくって言いますか、あの子育て  
会議の答申を待ちながらですね、そして町としてどうしていくのかっていうことを考え  
ていきたいと思えます。

それから、地域子育て支援拠点事業っていうのはですね、まああの、いわばあの、昔、児童館があったんですけれども、そういう子どもたちですね、あの放課後とかそういう遊びの場とかですね、そういうものを設けてですねやっていくっていう事業なんですけれども、これについてもまああの、既存の施設はございませんので、まあ予算も幾らかかるかもちょっと計算してございません。まあ今後この問題についても検討していく課題の一つかなというふうに考えてございます。

それから病児・病後児保育事業の関係でございますが、これはあの確かにニーズはあると思います。あの病院に連れてかなきゃいけない子どもさんとかですね、で親がどうしても面倒見られないという時に、保育所で一時預かってですね、面倒見るっていう形になるんですけれども、建物のスペースそれから看護師さん、そういったあの人的な配置も考えてかなきゃいけないものですから、これについてもですね、財政の状況も勘案しながら、あの今後検討させていただきたいと思います。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

まあ頑張ってくださいとしか言いようがないんですが、あの、介護保険の事業計画も同じなんです、今回要支援者の部分も、えっと、この期間でやんなさいよっていうのもありますよ。今の部分だってそうなんです。この期間で、だけど仮にその期間でやるにしても計画自体は織込まなきゃなんないんですよ。後から織込む、まあ事業変更っていうのはあるのかもしれませんが、少なくとも当初でそれが初年度からやるか2年目からやるかはともかく、初年度に一定程度織込むとすると、1年目からやれないにしても、しかし江差町として今言った、私は病後、病後児、うん、病後児、これ函館でも本当に大きな運動で、今実施されたんですかね、あの、だと思っんです。そういう意味では、あの課長に改めて再、再々か、子ども子育て会議などで十分に今の事をあの、必ずしも介護保険の事業計画もそうですが、必ずしもそこで十分な論議してですね、地域の声を吸い上げるようなシステムに残念だけになっていない。どっかの団体の代表さんが来てばっと並んで町から説明受けてそれ聞いて終わり。だからそういう意味では、しっかりと論議して、で事業計画に、あの財政との兼ね合いもあるのかもしれませんが、織込むのは織込むということはこの1か月2か月が勝負ですよ。あと、道とのやりとりもちょっとありますので、そこをやって貰いたいんですがその点、あの子育て、あ、子ども子育て会議がまだ始まったばかりだと言ってますが、これからのその仕掛けと言いますか、十分に意見を吸い取ると、論議すると、いう部分も含めてちょっと課長のお考え、最後にお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

あの、計画は5か年ございますんで、あの年度途中からのあの変更というものもあの十分に認められる今回の計画になっております。これはあの国・道も認めてる部分でございますので、これあの途中からでも、あの議論が煮詰まってですね、予算的なできるような状況になりましたら、実施していけるとというふうに考えてございます。

あとあの、短期間でどれだけのことができるのかっていうご質問でございますが、あの、委員が20人、会議の委員が20人おります。半分はあの例えば保育所、幼稚園、そしてあの学童保育の父兄、それから学校のPTAの役員の皆さん、あの関係者あの子育てをしている方が半分入ってございますんで、あのなるべくあの堅苦しくない、形式ばらない形の中です、会議を進めさせていただきたいと、短い期間の中でより効果のある会議運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

議案第2号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

議案第3号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第12 議案第4号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

**「町 長」(提案説明)**

議案第4号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の一部改正は産科医療補償制度の見直しに合わせて出産育児一時金の額を改正するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**「町民福祉課長」**

町民福祉課長。

**(議長)**

「町民福祉課長」

**「町民福祉課長」(補足説明)**

それでは、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明致し

ます。議案の55頁から56頁、資料の16頁、新旧対照表が関係する分でございます。健康保険法施行、施行例等の一部を改正する政令が平成27年1月1日施行するのを受け、江差町国民健康保険条例第6条の2、第1項で規定している出産育児一時金を1万4千円増額して40万4千円にするものでございます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

**(議長)**

議案第4号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第13 議案第5号 江差町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第5号 江差町立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の一部改正は江差中学校改築工事に伴い、江差中学校の位置に変更が生じ、生じるため、改正をするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」(補足説明)

それではあの私の方から補足説明させていただきます。資料につきましては17頁の資料5、新旧対照表の方も併せてご覧頂ければなというふうに思っております。町長の行政報告にもありましたけれども、平成25年度から2か年計画で整備して参りました江差中学校校舎及び体育館、この工事が竣工完成したというところでございます。これによりましてですね、江差中学校の位置を字陣屋町506番地に変更となることから、今回条例の一部改正をするものでございます。尚あの施行日につきましては、冬季休業明けに学びの場として供用開始をする1月16日からあの施行することとしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第5号 江差町立学校設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14 発議第6号、議案第6号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第15号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第6号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第15号)について、でございます。今回の補正の内容につきましては、生活交通路線等維持費補助や、燃料高、燃料高騰緊急対策など11事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ4,346万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,590万4千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「総務財政課長」

総務財政課長。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは説明致します。議案の61頁でございます。予算構成表で説明致します。それから資料も配布しておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。1つ目でございます。生活交通路線等維持費補助でございます。内容です。バス路線の沿線自治体が運行事業者に対してこれまでと同様に補助していくものでございます。国、それから道の一部補助路線、それから町の単独路線、を含め17路線に対する補助で

ございます。対前年比で189万5千円、増額となっております。要因として、国への計画申請、これが過去3か年の実績を分析した申請となるものでございます。これは事前内定制ということと言われております。申請時に比べまして燃料が高騰したことから、キロ当たりの経常経費が増額したものでございます。補正額は1,612万2千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

それから2つめでございます。檜山広域行政組合負担金、総務費の分でございます。檜山広域行政組合の負担金の減額補正をするものでございます。内容は行政組合総務企画課職員3人おりますけれども、これの人事院勧告による給与改定、並びに人事異動によります給与の調整を行いました。減額しまして、減額補正をするものでございます。補正額はマイナスの43万4千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に燃料高騰緊急対策でございます。資料が6でございます。18頁、6になります。内容は先般の全員協議会で説明申し上げました。灯油の高騰に因ります経済的負担の軽減を図るための事業でございます。事業概要は資料のとおりでございますけれども、対象となる世帯、これは住民税非課税世帯でございます。更にこれを5つの区分に分けてございます。助成方法でございます。資料の19頁上段に記載してございますけれども、1枚18リットルの灯油券を発行します。生活保護世帯、これにつきましては2枚、それからそれ以外の世帯につきましては5枚を交付するものでございます。補正額は842万1千円、財源内訳は道支出金、これが50万円でございます。一般、残りが一般財源792万1千円でございます。

次に後期高齢者医療広域連合負担金でございます。内容です。平成25年度の後期高齢者療養給付費の確定に伴いまして、精算額に不足が生じたもので、これを補正するものでございます。補正額は717万5千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に年金生活者支援給付金、給付金支給準備にかかるシステムの改修でございます。内容です。年金生活者支援給付金の支給に関する法律、これは平成24年に公布されてございます。これによりまして、日本年金機構からの年金情報、これに所得情報を追加するものでございます。これに係るシステムの改修を行うものでございます。補正額は92万4千円、財源内訳は全額国庫支出金でございます。

次に児童手当支給でございます。内容は支給対象人数が当初算定より多くなることが見込まれますことから、増額をお願いするものでございます。補正額は371万5千円、財源内訳は国庫支出金が293万9千円、道支出金が38万8千円、一般財源も38万8千円でございます。

次に檜山地域人材開発センター改修、浄化槽ブロアーの取替でございます。これは資料8、21頁ご覧いただきたいと思っております。内容は施設に設置しております浄化槽ブロアー、いわゆる空気を送る装置でございますけれども、このオイルが、オイル漏れ

が生じたことからこれを修繕するものでございます。現在2機で稼働しておりますけども、うち1基が停止している状態でございます。早急に修繕する必要がございます。補正額は49万2千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に江差商店街活性化対策、でございます。これは資料7ご覧いただきたいと思えます。内容です。先の全員協議会で協議しました江差ビル解体事業に係る、あ、失礼しました。江光ビルでございます。江光ビル解体事業に係る土地及び建物の所有権移転に係る事業費についての補正でございます。資料7に記載のとおり、1つは江差町が清算人選任の申し立てをすることによります費用があります。それから2つめは建物所有権移転費用でございます。この合計額を補正するものでございます。補正額は103万2千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に檜山広域行政組合負担金、これは消防費でございます。内容です。行政組合消防本部職員、3人おります。それから、江差消防署、しよ、しよ、職員、22人おりますけども、これの人事院勧告による給与改定による補正をするものでございます。補正額は114万3千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に、第15回地域伝統芸能祭り、江差餅つき、餅つき囃子出演支援でございます。これは資料9、ご覧いただきたいと思えます。内容です。資料にございますように全国の地域芸能、地域伝統芸能まつりに江差餅つき囃子が、の出演が決定されたことに伴いまして、これに係る保存会の出演いただきます皆さんへの謝礼を予算計上したところでございます。補正額は20万4千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

最後です。平成25年度、平成25年度債借入超過に伴う繰上償還でございます。内容です。これにつきましては9月の決算特別委員会の席上で説明申し上げました。江差中学校改築分の起債につきまして、借入の金額が多くなったと、ことについてでございます。中学校改築の事業費が未確定の時点で借入した金額が、事業費が確定し、補助金が見込み額より多くなったことから、これを繰上償還するものでございます。財務事務所とは繰上償還することで確認をしてございます。補正額は466万8千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

以上、補正額の合計が4,346万2千円、財源内訳は国庫支出金が386万3千円、道支出金が88万8千円、一般財源が3,871万1千円でございます。一般財源は繰越金が83万5千円、残りの3,787万6千円は普通交付税を充当するものでございます。以上でございます。

#### (議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「萩原議員」

「萩原議員」

1 点だけ質問いたします。燃料高騰緊急対策で、燃料高騰緊急対策で資料6の18頁ですか、資料6で対象外となる要件等の中に(1)(2)とありまして、単身世帯において社会福祉施設等に30日以上入所若しくは入院している世帯、冬期間町外に30日以上滞在している世帯とありますけども、これ町としてはそういう世帯を把握してるんでしょうか。

(議長)

総務財政課長か。

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

あの申請をしていただいでですね、あの町民福祉課だけで分からない場合については、関係課の協力を貰いながら、あの確認をしていきます。

(議長)

いいですか。

「萩原議員」

はい。

(議長)

はい。他に、「小野寺議員」

「小野寺議員」

えっと2点お聞きします。科目で言うと企画費、生活交通路線の関係。それから商工、商工業振興費、あ、違った。あ、いいのか。あ、ごめん、労働費。人材開発センターの関係、2つお聞きします。

まず最初に生活交通路線維持費補助の件なんですけど、この間何回か、勿論路線バスをしっかりと維持してくとすることでこの部分でもやりとりしましたし、この関連で、しかし併せて町民の足を確保するとすれば、生活交通、買い物もある、通院もある。勿論、一般のこういう路線バスもある。などなど、おしなべて町民全体の路線、足の確保をどうするのかってということも含めて論議していかないと、結果的にはこれは函バスへの、まあ、営業がゆるくないと、ということで町としての補助。まあそれはそれで分かりますが、町民の足の確保という観点で、総合的な対策、どうなってんのかということでこの間何回かお聞きしました。まあ残念ながら、というか、あの論議はしてるんでしょうけれども、

総合的にどうするっていうことは、少なくとも役場の中での一定の動きっていうのはちょっと見られないのかなっていう気もします。まあ、こちらへんもしかしたら副町長なのかもしれないですが、もしくは担当課長。

それで改めてちょっとお聞きします。今、国の方では、あの本当にもう国の仕事でどんどん下りてもう、勉強しきれないくらいですが、交通、法体系はすごいですね、これもね。単独法もできれば、み、見直しもできて、この2年3年、もう抜本的な見直しがあって、ある意味では路線バスがない所はそれこそ町内会でも、バス出せるとかですね、ということも含めて制度としてはできる、ということで、国の方では路線バスが維持できなかったら後は地元で頑張れと、そういうし、仕掛けを作ってどんどんどんどん、やれるんだったら計画作んなさいとかってなってるんですよ。ですからそれ自体の問題点はありますが、しかしやらなければならない所、今、江差町は通学バスやっています。それから、まあ商工会、に委託して買い物バスもやっています。で、高齢者は70歳以上でしたっけ、あの、町内のバス賃は半額だとか、いろいろやっております。いずれにしてもこちらへん総合的に、きちっと、交通体系として各課ばらばらな部分もありますね、そこをやってかなきゃなんないと思うんですよ。先程午前中の地方創生も実は交通関係についてもきちっと謳うことになっている。ですから、それはそれで大いにこれからやってかなきゃならないんですが、足場として固めてかなきゃなんない、本当に通学バス、一定程度論議してるのかどうか分かりませんが、私も今のままでいいのか、改善策がないのかっていうの分かりませんが、正直。あの教育長、申し訳ないんですが。ただし、総合的にもっと有効的にやるという部分を論議する場を作っておいて、それで地方創生に織り込むとかですね、そういうことやってかなかったらならないと思うんです。で改めてこの交通、生活ろ、路線維持だけではなくて、地域の足を守るということについて、今、まあ担当課の部分で構わないんですけども、どのようになっているのかお聞きしたい。というのが1つ。

それから、ええと人材開発センターの関係なんですけど、あの、ちょっとごめんなさい、もしかしたら決算(審査特別委員会)などで聞いているかも知れませんが、改めて聞きます。ここは、直接江差町が人材開発センターに直接この補修費を、補修費を直接、出す。出す。出すのかな。あの、あそこは一応、檜山全町で形式的には一緒になって人材開発センター組織として作っております。江差町があんまり責任持ってこう直すというのは、どの程度の部分でこうやってお金出すの、それとも各町である程度あの分担して出して直すのか、ちょっとごめんなさい、仕掛け。仕掛けですね。お聞きしたい。と、思います。まず1点目。

(議長)

はい、「政策推進課長」

### 「政策推進課長」

交通体系の調整関係についてですね、あの、おこ、あの答弁したいと思います。あのまず町ですね、交通体系の調整の在り方と致しましては、1つめはバス事業者を道、町との直接調整、それから2つめとして、あの関係町村との調整。それから、江差町全体のあの交通体系を協議する場と致しましては、江差町地域交通、公共交通会議。で、広域的な組織と致しましては檜山単位、あるいは渡島単位のものでございますけども、それで、あの総合的にあのバス路線を始めとして、こうす、交通体系をどうするかというふうな質問だったと思いますが、あの、まずあのこれからですね、人口減少、進むに当たってですね、あのバス路線など、統廃合なっていく可能性というものは十分ございます。で、公共交通サービスを受けないというふうな地域も、あの、このまま行けばですね、発生しかねないというふうな状況になりますけども、そのようなですね、ことがないように、あの現在の交通機能を維持するためにはですね、やっぱりあの地域の人口構成、それからあの、利用者の移動先であるとか、それからあの、利用者数のあの実態をきちっと把握しながらですね、各関係機関とですね、あのバス事業者、あるいはタクシー事業者、福祉事業者等々町内に機関ありますけども、これらと連携しながらですね、きちっとあの将来どうするんだというふうな部分の協議をですね、やっぱりその辺、重点的にですね、これからは協議していかなければならないと考えております。

### (議長)

はい、「追分商工観光課長」

### 「追分商工観光課長」

あの、施設自体はですね、この施設は道からあの町が譲り受けて町が管理してるものなんです。施設自体はですね。で、運営自体、あの施設の運営自体につきましては、あの先程小野寺議員仰るとおり、あの、じゅ、あの檜山全体でですね、運営組織を作って委託をしながら運営していると、いうことなんで、今回のこの施設の補修に関しては町が補修をしなければならないという状況です。

### (議長)

はい、「小野寺議員」

### 「小野寺議員」

ま、また繰り返しますが頑張ってくださいとしか言いようがない。今、今回上げませんが、あの国の法律の中でいろんな仕掛け出てきてますね、こういうことやんなさい、あんなこと計画作んなさいと。あの本当に同じようなことを少し角度を変えてあれもやれこれ

もやれ、でも中にはそれをやることによって地域の足を守ると、いう部分も出てくるものがありますので、あの、課長、頑張ってください。

それで、ええと、今の点。町が保有している、しかし運営は檜山管内各町のお金の出しあいで行ってると。しかし建物は江差町ということで、そこでちょっとお聞きしますが、あの先程大門議員からもちょっとありましたけれども、あそこも同じですね、建物で言うと。私も比較的あそこちょっと使ってる方かもしれません。それでいろんなことが目に付いてしまいます。これもそうでした。それで改めてまず、大門議員と同じようなこと聞きますが、あの部分について、全体的にどういうふうな施設の老朽化、まあ長寿命化というか、を考えているのか。それと結果的には各町が運営してるというソフトの面に連動しちゃうんですが、あそこどうやってこれからも維持存続、道のお金を貰ってですね、するかっていうこと、ある意味で同じですね。町がお金出して直してくという部分と、結果的に使ってくという部分と、なんですけれども、そこらへん、あの、あそこ、きちっと計画的に直してくということと、利用を高めて存続を、道にも言って、存続を引き続き人材開発センターとしてやってくということ、両方やってかなきゃならないと思うんですが、江差町として、そこらへん、改めてちょっと、今回このお金出しましたが、あの建物全体のこと考えて、今どんなふうな考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

将来的な部分についてはちょっと難しい、私からは完全にお答えできれ、しきれない部分もございますけども、あの施設自体は確かにかなり老朽化してきておまして、あの、まあ今回こう急ぐ部分だけ、補正の案件ってことで提案させていただきましたけども、実は他にもですね、あちこち老朽化で補修しなければならないぞという所が出てきてるのが現状です。まあ、あのまだこれはこれからの話ですけど、新年度予算の中でもですね、老朽化する、してる部分の補修を少し考えなければならないなというのは課内では検討してる状況にあります。ただあの、先程小野寺議員も仰るとおり、町内各いろんな所の施設がですね、かなり老朽化してきてるのは事実ですね、これをこのまま、あの、惰性っていうんですかね、て言えば怒られますけども、あの、ただ補修をしてこのままの状況で利用してけばいいのか、それとも、とれ、取り壊しも含めて考えるのか、または新しい施設に、あの、しっかり作りなおしてまた長く利用できるようなものにしてくのかと、というような部分での考え方をですね、整理する時期には来てるのかなというふうには思っております。まあ将来的に今どうするのかという話はちょっとできませんが、当面、補修をしながらですね、使っていきたいという考え方は持っておりますので、もう少し時間を頂ければなというふうに思います。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

まあ、今のかなり突っ込んだ答弁だったなど、あの、思います。ありがとうございます。あのいずれにしてもこれは、各町のお金の、まあ按分は江差がずっと多いんでしょうけれども、まあいずれにしてもそういう協議の場、しかし、利用からいけば、どれぐらいなんでしょう。8割9割。かな。江差町なんですよ。で、ある意味ではあそこ、スポーツの関係、まあいわゆる昔の公民館的な利用、いろんな利用しております。そういう意味で、北海道としてもどうなんでしょうか、かなり利用されてるという面では評価はきつと受ける部分の1つ、だろうと思うんですね。で、いずれどっかで何かって判断、まあそれはそれでどっかでやんなきゃなんないんでしょうけど当面は、利用の促進を図れば、多分、北海道としても、補助金、補助金、何なんだろうあれは、あの、お金も一定程度来るとすれば、次の質問として、江差町の利用が多いということは、もっと江差町の利用を促進するという側面、も、あの図っていかねばならない。いろんなもの、教育もあるかもしれません。町長部局の中でも福祉とか、いろんな支援策の中で事業の中であそこ使うってこともあるかもしれません。そういう意味では、やってるのかもしれませんが、意識的にあそこ利用するっていうこと改めて町内であの大いに進めてもら、貰いたいと思うんですが、これどこの答弁になるか分かりませんが、まずその点の質問と。

で、併せて人材開発センター、もうね、勿体ないと思うぐらい、あのスペース的には結構、空いてる、空いてるって言ったら怒られるのかな、部分もあるんですけども、防災の拠点、これ大坂課長。あそこ南が丘として、この間何回か論議いろいろしてきました。これは人材開発センターですから、あの各町との、っていうのもあるんでしょうけど、でも、あそこでもし防災で何か拠点っていうことになったら、まさか上ノ国から逃げたてことはないでしょう。せたなから逃げたてことはないでしょう。とすると、江差町と人材開発センター側ときちっと協定結んで、あそこに一定の備蓄するとか、ふれあいセンターでは到底間に合わない。ですから、あそこもきちっと位置付ける。ということ、人材開発センターの、トップたら誰、誰でしたっけ、の方と、協議するとか、をやって貰いたいと思うんですが、その点についてもご回答いただきたいと思います。

(議長)

「副町長」

「副町長」

はい。ええとあの、2つ、2点質問いただきました。あの人材開発センターの位置づ

けは先程担当課長言ったとおりです。で、道の方からも補助が入ってございます。ただまあ、あの軽々には申し上げられませんが、道も建物を移管した訳ですから、まあ可能な限り補助金も減らしたいって意向も、まああるのも現実だろうというふうに思います。そういう意味では、この利用促進を図る状況が1つだろう、それから、あの建物を維持していかなければ、いわば管内の運営の施設にもならない訳ですから、まあ、こういった部分はちょっと今、どういうタイミングでね、どういう場で、あの他町とも含めて、まあそういう点を積み上げるかっていうのは、あの、心にちょっと置きたいというふうに思います。

それから備蓄の関係については、あのちょっと宿題とさせていただきます。あの今言った、まああの建物は町のものでございますけども、運営自体の観点もございまして、江差町単独の運営ではございませんので、そういうことをご理解ください。

**(議長)**

はい、いいですね。

はい、「小林議員」

**「小林議員」**

1点お尋ねします。文化財保護費。江差の餅つき囃子の出張支援、あ、出演支援ということで分かりました。で、もっと言えばその、例えばこういう私勉強不足で分かりませんでした。餅つき囃子のそういう民俗芸能、他にもいろいろ、あの鹿子舞やら、五勝手とあと、田沢、柳崎とか、鹿子舞とかありますけれども、そういったあの団体って言いますかね、そういったところへのそういう支援というようなところで日常的に何かあったんですか。すいません、教えてください。

**(議長)**

「社会教育課長」

**「社会教育課長」**

小林議員から文化財の方への質問でした。過去に、過去、にはですね、文化財の方にもですね、民芸の、無形民俗文化財の保存会の方ですか、そちらの方にもしてた経緯がございまして、ここ暫く個々への支援という形ではしていません。以上です。

**(議長)**

いいですか。はい。

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第6号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第15号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15 議案第13号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第16号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第13号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第16号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、文化会館ボイラー修繕及び行旅死亡人取扱に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ96万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,687万3千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

はい。

補正の分の追加の分でございますので、議案のその2でございます。5頁をお開き願いたいと思います。予算構成表で説明致します。それから、資料の配布をしてございます。資料もその2をご覧いただきたいと思います。

1つめでございます。行旅死亡人取扱でございます。内容は行政報告致しました身元不明遺体の引き取りに伴う費用の補正でございます。補正額は21万3千円、財源内訳は全額道支出金でございます。

2つめでございます。文化会館管理真空ボイラー補修でございます。これは資料19、を掲載致しております。内容です。文化会館設置の真空ボイラーに不具合が見つかったことから、これを補修するものでございます。資料19のとおり真空漏れの調整が1つです。それから水柱管の取替2つめです。ま、マイコン基盤の取替の3点について補修するものでございます。補正額は75万6千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

以上、補正額合計が96万9千円、財源内訳は道支出金が21万3千円、一般財源が75万6千円でございます。一般財源は普通交付税を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第13号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第16号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16 議案第7号 平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第7号 平成26年度江差町国民健康保険、保険費特別会計補正予算(第3号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、い、医療費適正化対策事業など、3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ771万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,295万6千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

議案の75頁をお開きください。予算構成表でご説明致します。3本の事業の事業執行についての補正でございます。

1つめは制度改正に伴う国保情報データベースシステム改修でございます。70歳から74歳までの医療費の自己負担が、自己負担が特例措置で1割だったものが、平

成26年4月から2割に段階的に変更されます。一部執行済みですが、今回システム改修を実施し、事務の効率化を進めるものでございます。補正額は43万2千円、財源は全額国の特別調整交付金で賄われます。

2つめは収納率向上対策事業でございます。内容は保険料の収納、徴収対策の強化などを目的として、12月から3月までの臨時職員賃金、たい、滞納システムの使用料など事務的経費でございます。補正額は300万8千円、財源は道支出金が300万円、8千円が一般財源で、繰越金を充当するものでございます。

3つめは医療費適正化対策事業でございます。内容はレセプト点検に係る事務的経費でございます。補正額は427万1千円、財源は道支出金が100万7千円、残り一般財源326万4千円は、くり、繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

**(議長)**

議案第7号 平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてを、ついて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案(第)7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17 議案第8号 平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第8号 平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、ケアプラン作成委託に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ123万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,673万5千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」

「健康推進課長」(補足説明)

補足説明致します。議案書89頁の介護サービス事業勘定補正予算構成表でご説明致します。事業名はケアプラン作成委託でございます。ぞう、補正額は123万円の増額でございます。財源はその他特定財源で、全てサービス事業収入でございます。内容ですけれども、要支援認定者が介護予防給付を受けるために必要な介護予防プランを、につきましては、居宅介護支援事業所にそのプラン作成を委託しているものでございます。今年度サービス利用者が増えていることから、委託料の予算に不足が生じることが見込まれますので、補正をお願いするものです。以上、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第8号 平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18 議案第9号 平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第9号 平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、水道施設の電気料、配水管の埋設位置調査、調査等に係る所要の経費の補正を行うものでありまして、収益的支出の予定額を4億1,231万、資本的支出の予定額を2億6,512万9千円と定めるものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

議案書の100頁、資料につきましては23、24頁をお開きください。今回の補正につきましては、各浄水施設の電気料金値上げ相当分27万5千円、低区浄水場に設置されている除湿機の更新17万円、埋設管の試掘調査費等96万6千円、漏水修繕54万円、企業債に係る元利金の予算振替、利息につきましては132万7千円の減、元金132万7千円となっております。企業債につきましては、予算計上額の一部を利息から元金へ振替を行うものであり、元利金の償還額についての変更はございません。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第9号 平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第19 議案第10号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託の廃止について、日程第20 議案第11号 電子情報処理組織による戸籍等事務に係る事務の委託に関する規約の制定については関連がございますので、会議規則第37条の規定により一括して議題と致します。

一括して提案理由の説明を求めます。

「町長」

**「町長」(提案説明)**

ただいま一括上程となりました、議案第10号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託の廃止について、及び、議案第11号 電子情報処理組織による戸籍等事務に係る事務の委託に関する規約の制定についてでございます。戸籍等事務に係る事務について、平成26、6年3月定例会で事務の委託に関する規約の制定について議決をいただいておりますが、新たに七飯町と鹿部町の2町が組織に加わり、戸籍等事務の管理及び執行を七飯町に委託するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、議案第10号及び議案第11号についてご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

「町民福祉課長」

**「町民福祉課長」(補足説明)**

それでは議案第10号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託の廃止についてと、議案第11号 電子情報処理組織による戸籍等事務に係る事務の委託に関する規約の説明、あ、規約の制定についてご説明致します。議案の101頁から106頁、資料の25頁が関係する分でございます。資料の25頁をお開きください。本年3月定例会におきまして江差町、奥尻町、知内町及び松前町との4町による戸籍事務の電子じょり、電子情報処理による共同組織化を進め、知内町に本体機器を設置し、事務を委託する議決をいただき、平成27年8月の稼働を目指していたところでございます。本年11月、機器更新とな、機器更新と重なった七飯町及び鹿部町から、共同組織に参加する希望がございまして、先の4町に加えた6町による組織運営で事務段階での基本合意に至ったところでございます。このことによりまして、6町による戸籍事務の電子情報処理による共同組織化を進め、七飯町に本体機器を設置し、事務を委託する旨の委託規約の議決をお願いするものでございます。尚、稼働時期の来

年8月には変更がなく、6町による共同運営で運営経費が5年間で190万円ほど減額が見込まれているものがございます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

あの、まあ前回4町の時点でちょっとあの、聞きそびれちゃって、あのこの時点で改めてお聞きしたいと思いますが、あの、いわば紙、紙ベースをデジタル化することと、まあ共同でやることによって経費節減と。まああと、まあ防災上の問題もあるでしょうか。まあそういう部分で、新年度当初にもう方針を出して、まあ4町の部分で今回1つ増えたということになります。それで、質問の趣旨はですね、あのデジタル化のその共同利用の、情報管理という面で、もうこれ走ってますので、あの、だめだということにはもう年度当初からですね、動いてるので私の質問としては、これをやるという前提であのお聞きしますが、改めて、管理ということで今回の部分にも、あの管理についてお互いに話し合い、するという場、条例の中にも、あ、条例でないか、中にもありましたけれども、この、紙ベースからデジタル化に向かって、いろんなやり取りとかですね、やり取りして、で最終的には七飯町のこのサーバーでという部分で、いろんなやり取りきつとあると思うんですけども、改めて、その管理という点で徹底して職員の皆さんの、何て言ったらいいんでしょうね、教育というか、情報管理って言いますか、そのシステム作りを改めてやってかなければならないなと思うんですよ。これだけ関係町が増えてですね、本当に大変だなと思うんですが、改めてその点、あのどのように今、江差町、それから関係町と、情報管理という側面でやり取りしてるのか、まずお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

ただいまのご質問にお答え致します。あの6町になってございますけれども、あの、委託契約を、は直接なされるのは本町と七飯町という関係になるかなというふうに考えてございます。で、4町の場合と6町の場合、基本的にはかん、あの変更はございませんが、ただあの、七飯町と鹿部町についてはですね、でじかる、デジタル化で要はあの先進町なんです。今回更新時期があのだが、重なったものですから、運営経費を削減したいということで希望がございましたが、あの、後から入った2町については、

いわば先輩という形になります。で、あのデジタル化で運営をしてきてございますから、それなりのノウハウを持った中でやってきてございますので、で、その上であの6町が集まってですね、あのやっていくという形で、あの、規約、あのきちんと委託契約結んでいく形になりますし、七飯町は七飯町で、あの、きちんとあの法律に基づいて運営もなされますし、あの残り5町の分についても、同じような形で運営すると確認がなされてございますので、あのその点については、あの議員仰るようなあの漏えい、漏えいとかですね、そういう情報が外に漏れるようなことがないようにですね、十分細心の注意を払いながら運営に努めて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

## (議長)

「小野寺議員」

### 「小野寺議員」

組織的にはこの図、図あるとおりのようですよ。江差町と奥尻とかですね、江差町と知内とかって、そ、その部分は無いですよ。けども、七飯町通してある意味では七飯町が一元的に各町の部分でサーバーとしてありますから、まああのシステム的にはそんなことないんでしょうけれども、あの、いろんなこと想定したらですね、き、本当はこの6町が統一した情報管理っていうこと、お互いに共有して、それで結果的に七飯町が親になると、いうことだろうと思う、まあ、それはここにあの、そういう連絡会議、でしたっけ、まあありますので、そこは諮ってると思うんですが、私何故、この場で聞くかと言いますと、マイナンバー制度が来年、再来年の、再来年の1月でしたか、あの、ナンバーが町民に付与されて、ですから来年1年間で相当のこと動くんですけども、戸籍、のデジタル化、更には既にデジタル化になってる住民基本台帳データ、そして、マイナンバー。情報で言うともうすべからくあの個人情報ですね、結果的にマイナンバーで一元化なって、民間も使うと。使うと。で、そういう意味では今からしっかりとですね、あの戸籍がデジタル化になる、それから先程いろんな福祉関係ももうデジタルで処理して、どっかに委託して、それからこれは法務省と七飯町はLGWAN(行政専用ネットワーク)ですが、江差町と七飯町はこれ、LGWANですか、それともクラウド。クラウドかな。で、いずれにしてもですね、システムがもうばらばらなんですよ。それからこの共同処理もまちまちですね、やってる所。やり方がまちまちなんですよ。で、その上で来年、再来年、マイナンバー、総国民背番号制ですよ。これはもう法律で決まっていますから、江差町が余所の、自治体はやらざるを得ないんですが、すべからく情報管理ということですね、一つ一つやってかなかつたら、もう、部門部門でもう全然違うんですね。あの委託先だとか、処理の方法だとか。ですから、町、町職員のまずデジタル情報がどうなってんのか、何が委託してんのか、どこで管理してるのかっていうことしっかりと覚えて、そしてその上で情報漏えいが無いように、個人情報漏れないように、ということ

やってかなかつたら、来年再来年、マイナンバー動いた時大変な問題。ほう、あの国がやろうとしてることなかなか今動いてませんね、いろんな問題点が出てきて。そうですよ、このマイナンバーなんて上手くいかないと思うんだけど、走ってますよね。という意味で改めて情報管理の在り方、しっかりと、まずは町職員の皆さん、今やってること共有しながら自分の部署で何をやってるのか、どういう心配があるのかということをやるときだと思いますが、改めて2問目でお聞きします。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

ちょっとあの全体的な部分についてはではなくてですね、今回の部分につきましてはどうですか、七飯町と江差町を専用回線で結びますので、その分に関しましては漏えいということはございません。

(議長)

いいですか。

「総務財政課長」

「総務財政課長」

あの庁舎内って言いますか、全体のそのシステムのセキュリティの関係だというふうには、あの理解しました。今、あの清水課長も言いましたように、1つは専門的なか、専門の回線でまず結ぶというのが1つでございます。そして、LGWANでまた結ぶっていうこともまああります。まあ、この辺になるとセキュリティ的にはかなり高度な方になるのかなというふうに思っています。

で、マイ、ナンバー制度の関係の話が出ましたので、まあ、これも大きな事業だなというふうに思っています。これです、まあ、機器のその専用回線とかLGWANは当然あるんですけども、結局は最終的に職員が全て操作するものですから、これです、部分が非常にあの、懸念というか課題だなというふうにはずっと思ってきたところでございます。当然あの、各、税務、それから福祉関係全てです、システム入っておりますので、これらです、職員の研修、これが一番最初にやらなきゃならないことだというふうには、あの認識しておりますので、来年のですね、10月からまず、あの、ナンバーの交付があります。で、先程、小野寺議員仰りましたように1月1日からは正式に始まるということでございますので、あの条例改正もございまして、一つ、実施して参りたい。

で、先程、民間っていう話ありましたが、民間はですね、当然、あの給与の部分だけ

についてはですね、民間あります。

はい、そうです。

だからその辺でですね、あの、あまり、例えば銀行のですね、ATMの方にマイナンバー、部分をどうのこうの、そういうことは、あの、まず考えてないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

**(議長)**

いいですか。

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

**(議長)**

議案第10号 電子情報処理組織による戸籍の、戸籍等事務に関する事務委託の廃止について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

議案第11号 電子情報処理組織による戸籍等事務に係る事務委託に関する規約の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21 議案第12号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第12号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更についてでございます。滞納整理機構の議会議員の選挙区、及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する規約の一部を変更するものでございまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」

「税務課長」(補足説明)

それでは、定例会資料13に基づいて説明させていただきます。26頁と27頁をお開きください。現在の選挙区につきましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構規約別表第2により、第1区から第6区までの6つに区分され、それぞれ1人を互選することとされておりますが、今回、本選挙区を、渡島と檜山の2つに区分し、渡島選挙区からは4人、檜山選挙区から2人を互選する、というような内容を諮るものでございます。今回の変更によりましては、渡島と檜山の実質的な議員数の変更はございません。以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第12号 渡島・檜山地方、地方税滞納整理機構の規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号、11号については、じゅう、うん。これ11号って書いてある。議案第12号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、江差町字 [REDACTED]、中野 孝弘(なかの たかひろ)氏 [REDACTED] を推薦することにつきまして、人権よう、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり 江差町字■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■ 中野 孝弘氏 ■■■■■■■■■■ を人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添えて、答申することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、諮問第1号については、原案のとおり答申することに決定しました。

(議長)

日程第23 発議第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

発議第1号については、もとい、日程第24 発議第2号 漁業用ねん、燃料、燃油に係る軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く議員全員による発議であります。従いまして、本案については、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第2号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、よって発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第25 発議第3号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第3号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第26 発議第4号「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数、多数。多数か。

挙手少数であります。よって否決、だい、(発議)第4号については、否決されました。

(議長)

日程第27 発議第5号「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、少数であります。

よって発議第、何。

発議第5号については否決されました。

(議長)

日程第28 発議第6号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け、向け必要な交付税措置を国に求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数、少数であります。

よって発議第6号については、否決されました。

(議長)

次、日程第29 発議第7号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育じょう、条件整備に向け希望者全員の再任用を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第7号については、否決されました。

(議長)

日程第30 発議第8号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

異議ないんですか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

だい、発議第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第8号については、否決されました。

(議長)

日程第31 発議第9号 年金積立金の専ら、の、専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く全員による発議であります。従いまして、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、よって発議第9号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第32 発議第10号 養護老人ホームひのき荘の整備に関する事務調査についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

今議題となりました発議第10号については、会議規則第39条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

**(議長)**

異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

**(議長)**

以上で本定例会に付議された案件は、全て議了致しました。

従いまして、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

**(議長)**

異議なしと認め、従いまして、今定例会は、本日で閉会することに決定致しました。これで会議を閉じます。

平成26年第4回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん大変御苦労さまです。

終了 16:40